## 人生100年時代の結婚と家族に関する研究会(第10回) 議事録

1 日時:令和4年3月2日(水)10時45分~12時00分

2 場所:オンライン開催

3 出席者:

座長 山田 昌弘 中央大学文学部教授

構成員 天野 馨南子 ニッセイ基礎研究所生活研究部人口動態シニアリサーチャー

同 稲葉 昭英 慶應義塾大学文学部教授

同 岩澤 美帆 国立社会保障·人口問題研究所人口動向研究部長

有識者 野沢 慎司 明治学院大学社会学部教授

同 永瀬 伸子 お茶の水女子大学基幹研究院人間科学系教授

 同
 小林
 盾
 成蹊大学文学部教授

 内閣府
 林
 伴子
 男女共同参画局長

同 吉住 啓作 大臣官房審議官(男女共同参画局担当)

 同
 杉田
 和暁
 男女共同参画局総務課長

 同
 花咲
 恵乃
 男女共同参画局推進課長

同 矢野 正枝 男女共同参画局総務課調査室長

同 須藤 丰亮 男女共同参画局推進課積極措置政策調整官

## 4 議事次第:

- 1 結婚と家族をめぐる基礎データ (更新) について
- 2 有識者からのヒアリング(女性の人生と家族形態の変化・多様化⑥)
- 3 意見交換

## 5 配布資料:

資料1 結婚と家族をめぐる基礎データ (令和4年3月更新)

資料 2 明治学院大学·野沢慎司教授提出資料

〇山田座長 本日は、お忙しい中をお集まりいただき、どうもありがとうございます。定刻になりましたので、第10回「人生100年時代の結婚と家族に関する研究会」を開催いたします。

国会開催中でありますので、本日、野田大臣は御欠席となります。申し訳ございません。 それでは、議事に入ります。

本日は、議題2の有識者として、明治学院大学社会学部の野沢慎司教授、そして、「人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」に参画しているお茶の水女子大学の 永瀬先生、成蹊大学の小林先生もまたお招きしております。御意見等、よろしくお願いい たします。

まず、事務局より、「結婚と家族をめぐる基礎データ」の更新部分について説明いただきます。続いて、「女性の人生と家族形態の変化・多様化⑥」をテーマに、特に親の再婚を経験した子供のいる家族、いわゆるステップファミリーについて、野沢慎司先生からお話をいただきます。12時には閉会したいと思います。よろしくお願いいたします。

では、事務局から、毎回お配りいただいている「結婚と家族をめぐる基礎データ」の更 新部分について御説明をお願いいたします。

○花咲推進課長 おはようございます。推進課長の花咲でございます。

本日更新しました資料はそれほど多くございません。簡潔に御説明していきたいと思います。

まず、3ページ目でございます。こちらの資料は既出でございましたが、棒グラフ中に 再婚を明示する形に更新しております。

続きまして、7ページ目でございます。こちらは、再婚されている御夫妻のうち、夫妻がそれぞれ初婚か再婚かという組合せ別に割合を見たものでございます。夫婦ともに再婚という方が一番多いものの、いずれかは初婚という組合せも多くなっております。

続く8ページは、その組合せごとに、結婚生活に入ったときの年齢階級別の婚姻件数を グラフにしたものでございます。

最後に、29ページまで飛んでいただきまして、人口推計のグラフを追加させていただいております。男女別に2020年の人口と2065年の推計人口を比較いたしますと、男女ともに総人口に占める65歳以上の割合が10ポイント程度上昇しておりまして、男性は34.8%、女性は41.8%となっております。その中でも、2065年時点の75歳以上の推計人口は、女性では1335万人となっておりまして、女性の総人口に占める割合の29.2%となると推計されております。

資料につきましては以上でございます。

○山田座長 ありがとうございました。

続きまして、議事の2番目に移りたいと思います。野沢先生から御説明をお願いしたいのですが、野沢先生のほうから資料を共有いただけますでしょうか。

○野沢先生 分かりました。よろしくお願いいたします。

既に、このスライドのPDFをお配りしていると思いますけれども、そのスライドに沿ってお話をさせていただきます。今回、お話しする機会をいただきましてありがとうございます。

日頃、ステップファミリーについて研究しております。20年ぐらい前、ステップファミリーの支援団体が日本で初めてできた際に、たまたま出会いがありまして、このテーマに関わりました。ほんのちょっとやるかなと思ったら、ライフワークになってしまいました。というのも、やればやるほど結構深いところに入っていきました。この10年ぐらいで、さらにいろいろな課題がここに詰まっているなということに気づくようになりました。

特に、子どもの立場でステップファミリーを、親の離婚・再婚で、離婚だけでなくて死別もありますけれども、親の新しいパートナーと関わるような経験を持った子どもの立場の若い人たちのお話をインタビューで聞くようになってから、気づきがありました。大人といいますか、親、継親、それと子ども、子どもも実はいろいろ違った立場の子どもがいるケースが多いのですけれども、大人と子どもの間に結構ギャップがあり、これは何によって生み出されているのかを考えていくと、日本の社会そのものの在り方の歴史にはまっていくところにありました。かといって、今、全然答えが出ていないのです。問いがどんどん出てきてしまっているという状況です。私自身も最初の10年ぐらいに思っていたような簡単に答えが出るテーマではないことをお伝えするのは意外と難しくて、2時間かけてしゃべって伝わるかなというところを、今日は20分か30分で何とかお話しして行きたいと思っています。

ステップファミリーって何ですかという定義の問題があります。国語辞典にも定義が載っていたりするのですが、血縁のない親子がいる家族ですという定義がよく出てくる。けれども、血縁がポイントなのかというと、そうではないと思っています。

ステップファミリーには独特の構造がありますが、継親と継子との関係がその中に含まれているのが必須の要件です。親の再婚を経験した子どもを含む家族と言えます。再婚でない場合もあります、初婚ということもあります。なぜかというと、結婚していない母親から生まれた子、結果、母親がまた別のパートナーを持ち、初婚ですらない事実婚である場合もあって、その場合は、法律的には一回も結婚していないステップファミリーというものが生じます。特にアメリカの研究なんかを見ると決して珍しくはないので、本当は再婚と言い換えるのは正確ではないのですが、分かりやすさのために言うと、子どもの側から見るとこうなるということです。

親の側から「子連れ再婚家庭」と呼ばれたりするのですが、それは一般によくある偏った家族像を反映した呼び名ではないかと思います。特に子どもの視点が抜け落ちやすいので、あえてこういう定義を私は使用しております。

ポイントは、「ふつうの家族」と基本的には同じなのではないか、血縁があるかないかだけじゃないかというふうに見られやすい点にあります。そういう常識がありますので、そういう常識のほうに進んでいってしまうことが困難を生み出す傾向があるので、そこに

注目したいというのが今日の一つのポイントになります。

家族メンバー間にギャップが生じやすい。継親子だけでなく、親子にも、夫婦の間にも生じやすい。そして、これは家族の内側の問題だと考えられやすい。とりわけ家族メンバーの誰かに問題があるからうまくいかないのだという理解になりやすいのです。が、それはむしろ社会の制度とか仕組みとか規範、そういうものとのギャップが生み出している軋轢ではないかと考えるようになりました。その際に、特に子どもが置き去りにされている。特に、今の日本の仕組みの中ではそこに目が向けられていないことに気がついてまいりました。

特に、これもほとんど議論されないのですが、「ひとり親家族」とか「ひとり親家庭」という言葉は非常に浸透しているのですが、これを最近、私は「ひとり親家族パラダイム」と呼んでいます。研究者の間でも、行政の政策や制度を考える現場、あるいは実際に支援する現場でも、この言葉を使って理解すればオーケーなのだということになっています。が、それが死角といいますか、見えない部分を作っている。それはおもに子どもです。子どもだけではなく、離婚・再婚のプロセスの中のいろいろな当事者がいるのに、「ひとり親」にしか焦点が当たっていないのではないか。そのような反省点というか、批判点を提示してみたいと思っております。そして、皆さんの御意見を伺ってみたいと思っています。

今朝1枚追加してしまったのは、たまたま古本で、1983年にNHK取材班がアメリカの家族を取材して番組をつくって、それを本にしているものを見つけまして、読んでいる途中ですけれども、これは今私が申し上げたようなことを如実に表しているなというところがありました。

これは40年前に取材して、アメリカで離婚・再婚が増えている事実を書いています。ステップファミリーという言葉はほとんど出てきていない感じですが、事実上ステップファミリーをたくさん追いかけていって、日本から見るとびっくりですねという感じの家族を次々と紹介しているのです。が、対岸の火事的なスタンスなのです。日本もいずれは離婚が増えるのかもしれないし、増えないかもしれないみたいな終わり方になっているのですけれども、アメリカでは離婚後も毎週末お父さんが子どもに会うとか、再婚して親子関係ができているのに、まだお父さん、お母さんにも会っているとか、子どもに会ったりするとか、そこは日本から見るとびっくりですねみたいな書き方です。共同監護というのは70年代の終わりにカリフォルニア州では法制化されているので、そういう家族もここには出てくるのですけれども、そんなことをやるのは親のエゴなのではないか、子どものためなのかと書かれている。日本ではそのような問題がないという前提でお話が展開している。むしろ日本は「子はかすがい」なので離婚率が低いのに対して、アメリカは親の自己実現というところでこんなことが起きているのではないか。特にウーマンリブというか、女性解放と関連づけて議論されてもいます。

今では日本も、先ほども統計が出てきておりますようにすっかり変わりました。しかし、 私は、40年前の離婚・再婚に対する日本社会の視線はあまり変わっていないのではないか と気づかされました。というのは、当時のアメリカは結構いろいろなチャレンジをして制度を変えていって、何とかこういう家族の変化に対応しようとしているのです。けれども、離婚が増えた現代の日本の場合は、今までどおりで特に問題ないかのように議論が進まない。当時のアメリカがいろいろチャレンジして制度を変えたりしているようなことすら、今でも、そこまでする必要はあるのでしょうかというような雰囲気があって、変化が生じていない。

この本の冒頭をスライドに引用していますが、「アメリカ全土の至るところで日常茶飯的に繰り広げられている情景、子連れ再婚カップルが、君の子と僕の子が一緒にいて、さらに二人の間に子どもが生まれて」と書かれています。私はこれまで、日本でもそういうケースを幾つもインタビューをしておりますけれども、当時のこの本では、こんな家族はちょっとあり得ないという書き出しになっています。

いろいろなアメリカの家族を深く理解をして、幅広く紹介しているのですけれども、それに対する見方は非常に距離を置いて、自分たちには無理だなというスタンスにちょっと近いものを日本の社会の中にずっと感じていました。40年前から変わっていないと思うところがありました。

そして、統計はすっ飛ばそうと思っているのですが、一応、少し触れます。歴史人口学的な研究などからは、江戸時代に離婚率も再婚率も非常に高かったものが、明治に入り、家族が制度化されていって、急激に低下して、終戦直前あたりの時期は離婚率も再婚率も低かった。それが戦後も基本的には続いて、婚姻も多かったわけですけれども、夫婦どちらかが再婚というのは全体の1割程度でした。それがその後、離婚率の上昇とともに高くなっている。

稲葉先生なんかもよくおっしゃいますけれども、今、離婚経験者が再婚しやすくなっているわけではない。しかし、離婚が増えたので、結婚自体が少なくなっている中では再婚ケースの比率が高まっていることは事実です。そこに子どもが絡んでくる現実が、現代の課題だと思っています。先ほどのNHKの40年前の取材の本も、子どもが絡んでくるところが一番のポイントです。子どもは犠牲者だという書き方でこの本には書かれてあるわけです。では、それはどういう意味で犠牲なのか、どういう負担が子どもの人生にかかっているのかについては、日本では研究が今でも進んでいないと思います。高度成長期あたりが7万人程度で底を打っていました親の離婚を経験する子どもの数は、今は21万ぐらいにまで増えております。昨年の出生数はつい最近発表されたのが84万人ちょっとでした。その4分の1ぐらいの数の未成年子が、毎年、親の離婚を経験している。最近やや離婚自体が減っていますが、新たな結婚の数自体が減っているからでもあります。親の離婚を未成年子が経験するリスクは高度成長期あたりに比べると相当高まっている。ざっくり計算して、子どもの数が減っていることを考慮に入れると、5倍ぐらいに増えています。

ステップファミリーが注目されやすいのは虐待との関係です。目黒区の結愛ちゃん事件が2018年に起きました。大変注目されたのですが、これはステップファミリー、継父がい

る家族で起きた事件です。

事件の詳細は報道されたので繰り返しませんが、新聞やテレビの報道では「継父」は単に「父親」と報道されているケースが非常に多かった。例外的に「継父」と書いてある新聞もあったのですが、ここに挙げているような新聞では「父親」あるいは「養父」と書かれているだけでした。ステップファミリーを想起させるような継親子などの言葉は使われません。これらは禁句のようになっているのだとわかります。最近同じような事件が繰り返し報道されているのですが、同様に感じるところです。なぜそれは使ってはいけない言葉になっているのかが気になります。

事件の事後報告書が東京都、香川県、厚労省から出ていますが、それらの報告書でも継 父などの言葉は使われていません。それらの報告書では、そもそも結愛ちゃんの家族の歴 史は、お母さんが再婚したところから始まっています。結愛ちゃんが生まれた年は書いて あるのですけれども、そのときに誰が誰とどういう生活をしていたのかは書いていない。 結愛ちゃんが血縁の父親と一緒に暮らしていたことは分かっているのですけれども、その ことは書いてないです。どうして、いつ頃離婚をしたのかとか、離婚後どうなったかとか は、もうそれは存在しなかった歴史になっているのかなと思います。

この事件については、去年の1月に出した『ステップファミリー』という角川新書の中でも詳しく分析しています。お母さんが獄中日記を本にして出版しておりまして、それを読むと、結愛ちゃんが生まれる前の、母親が結愛ちゃんの父親と出会ったところから歴史が書かれています。若くして妊娠し、結婚し、出産し、そして離婚し、再婚しという歴史が母親の視点から書かれています。結愛ちゃんの継父となる人と再婚するときに「お父さん、お母さん、娘という憧れの家族になれると信じるようになった」と書いています。つまり、再婚後、(ステップファミリーという言葉はもちろん全く出てこないのですけれども)「ふつうの家族」、「理想の家族」になると書いていました。

継父さんは事件後の裁判で、「親になろうとしてごめんなさい」と泣きながら謝罪したと報道されています。彼は親になろうとしたのですね。お父さんになろうとしたし、母親も当然すばらしいお父さんになってくれるという期待を思い描いていた。という意味では二人の目標は一致していた。けれども、結果としては、親になろうとしたことを後悔し、謝罪している。これはどういうことなのか。親にならないほうがよかったのか。この辺りは、ステップファミリーを考える際に重要なポイントになっています。

もうすぐ出版される別の本の中で触れたのですが、埼玉でも次の年に、継父が継子である小学生の男の子を殺害してしまったという事件がありました。この事件の場合も、家族内の構造はすごく似ています。継父は無職で、妻、子どものお母さんがフルタイムで働いていた。継父は、むしろ母親的な役割をも担おうとして子どもに寄り添っていたようです。継父というより継母によくあるような親役割を担おうとしていたようです。急に母親役割と父親役割を両方担って、子どもの親にならなきゃと頑張ったみたいなのです。子どもからは受け入れてもらえなくて、もう限界と思って相当追い詰められていた。その日、ある

出来事で継子を怒ったところ、「本当のお父さんじゃないくせに」と反抗されて、かっと なってしまったというのです。

ある新聞に報道されていたことですが、離婚後、別居の父と面会交流をしていたようです。そちらにお兄ちゃんがいて交流もあったのですが、再婚を機に面会を中止してしまった。こういう例も珍しくないのですが、これもこの子にとっては、お父さんは非常に好きだし、尊敬していたわけです。会えなくなって、継父と暮らすようになって、継父がお父さんとして振る舞うという変化への適応に苦しんでいたのではないかと想像します。継父も継子も両方苦しんでいたように見えます。この事件の裁判では、この子の問題はさほど深刻でもない、そして養父として幼い男の子を養育すべき立場だったのになぜこのようなことをしたのか、動機が判然としないと判決文に書かれています。

私から見ると動機は非常に明確です。しかし、世間一般から見ると、お父さんに当然なるべきなのになれない、なぜなれないのかよく分からないと言われてしまう。この裁判そのものが、社会の常識的な見解を象徴しているように私には見えました。

実際、この事件と絡めて継父さんたちの自助グループに取材した別の新聞記事では、同じような立場の継父が自分も同じことを言われたら相当なショックだと語っています。もちろん暴力を振るったりはしないし、殺したりするのはとんでもないことだけれども、気持ちはよく分かるというのです。

ステップファミリーをどのような家族だと考えたらよいのか。最初にちょっと申し上げました。「子連れ再婚家庭」という日本語があるのだから、それを使えばよいのではないか。実際にこの用語を使っている人もいるし、私も当初はステップファミリーという語は、こういう言葉とほぼ同じなのかなと思って使っていたことがあります。が、今では心を入れ替えて、これとは全く違うステップファミリーもあるし、むしろその可能性を追求する必要があるのではないかという意味で、「子連れ再婚家庭/家族」という語と区別しています。つまり、ひとり親になった人が子どもを連れて別の相手と結婚してつくる家族というのは、ある一方向から見たステップファミリーの1タイプなので、この語は避けたいと考えています。

避けたいけれども、同様に、例えばアメリカでも「ブレンデッド・ファミリー」という言葉が世間的には結構流通しています。ステップファミリーの「ステップ」という言葉は、ステップマザーとかにも使われ、それは継母(ままはは)という意味です。ちょっと否定的なイメージがこびりついています。なので、こういう言葉は避けたいという心理が働くのでしょう。「ブレンデッド」という言葉は、ブレンドという言葉はウイスキーとかコーヒーとか、もうどの豆の種類か分からない、どの原酒か分からないように溶け合っていることを表していますね。もともと違う家族を経験した人同士だけれども、一緒になって、溶け合って一体となって普通の家族と同じような状態になることを目標に掲げているような名前です。アメリカのステップファミリーの研究者も、これを目指すことが間違いのもとというか、幻想あるいは非現実的な期待を表現していると言っています。当事者、特に

親の側が、これを追い求めやすい点はアメリカでも同じということですね。

ですが、日本語には適切な名称がない。ステップファミリーの語も十分社会に浸透しておりません。名称がないことによって、さきほどの新聞記事で継父が父親と書かれてしまうことも同様ですが、普通の家族のように見てあげることがむしろよいのだ、見るべきなのだという暗黙の規範が払拭されません。

それだけではなくて、日本の現実の離婚・再婚に関する制度は、単独親権強制と書きましたが、離婚後、単独親権になる以外の選択肢は認められておりません。これが世界中の多くの国々と違っています。ほかの国々はこの30年の間に制度を変えていきました。日本がいまだにここは変えないで守っている理由は何なのかがだんだん分からなくなっていると思います。離婚をしたらひとり親になる、その人が再婚したら二人親家庭に戻るという固定観念があまりにも批判を受けずに、そのまま生き残っているように思います。

日本のもう一つの珍しい特徴として、協議離婚制度というのがあって、裁判所の許可を得ることはなく、紙切れ一枚で離婚が即座に成立してしまう。夫妻間で、離婚の同意と子どもの親権者さえ決まっていれば成立ということですね。その際に、離婚後どういうふうに子どもを養育していくのかということについてどんな協議をしたかとか、そもそもしたのか、していないのかは、誰もチェックしない。特に国が介入してチェックをすることもない。

恐らく江戸時代、徳川期から現代まで、日本の離婚する夫婦、そしてその後の親子関係について、一貫して非介入というのが日本の家族制度の重要な特徴です。現在も、事実上、全体の約9割が協議離婚です。韓国もほぼ同じ制度でやってきましたけれども、約15年前にそういう制度をすっかり変えています。

それから、継親子関係になりますと、養子縁組が届出だけで簡単にできてしまう。離婚後、特にチェックなしに親の片方は親権者でなくなってしまうわけですが、新しい親権者をつくるときも非常に簡単にできてしまうことが日本の制度の特徴です。

結果として、離婚すると8割方の父親が親権者でなくなり、1割強の母親が親権者でなくなります。その後どうなるかを見ていくと、親子関係が事実上なくなってしまうというケースが今でも大半です。この現状を当たり前と見る考え方を「ひとり親家族パラダイム」と呼びたいのです。

離婚後に親権者が誰になるか。戦前は、婚姻関係にある夫婦でも父親しか親権者になれなかったものが、戦後は結婚をしていれば共同親権という制度になりました。戦後すぐの時期は、離婚後の親権者は父親のほうが多かったのですが、高度成長期はやはり一つの大きな転換点でした。父親は稼ぎ手、母親は家庭内の役割、特に母親としての役割、母性が非常に重要なのだという考え方が強まりました。今、ジェンダー平等の点で日本の社会が世界的にランクが低くて、日本の社会の仕組みが問われていますけれども、離婚後の父母の役割の差異においては特にそれが如実に表れていることになります。が、ここはあまり日本社会で問題にされていない死角だと思います。

先ほどから、ひとり親パラダイムと言っていますけれども、その考え方に立つ離婚・再婚後の家族移行パターンを「代替モデル/スクラップ&ビルド型」と私たちは呼んでいます。こんな図になります。離婚後、親の一人が家族から出ていって、ひとり親家族になって、大抵の場合は母が子を連れて実家に戻って、子どものおじいちゃん、おばあちゃんにも支援を受けて、同居したりすることも日本の場合は多い。日本の場合だけでなく、アジアでは結構多いです。ところが、再婚すると、元の核家族世帯に戻る。箱の中のメンバーが一部入れ替わりましたけれども、二人親家族です。婚姻関係にある両親の下に子どもがぶら下がっている。先ほどの養子縁組とかによってこの形はほぼ回復される、これで理想の家族に突き進んでいくという結愛ちゃん家族と同じパターンのケースが多いです。

「全国ひとり親世帯等調査」の結果を見ると、面会交流がずっと続いているというケースは3割弱、養育費をもらい続けているのは4分の1弱にすぎない、というのが最新のデータです。しかも、この中には再婚した世帯のケースは含まれていない。再婚してしまうとますますここが切れていくということがあるとすると、これはもっと大きな数字になっていく可能性がある。4年以降もひとり親世帯であると面会交流が継続している率がどんどん下がっていっていますし、養育費についても同様です。

これを「ひとり親家族パラダイム」と呼ぶとすると、ここにはいくつもの問題があります。ひとり親家族という言葉が広く流通して、離婚後はもう自動的にひとり親家族になる(このひとり親家族をどう支援するのかが課題だ)と暗黙の内にみなす考え方です。子どものもう一人の親は、ひとり親と言っている時点でもう存在していないことになっている。死別の場合はもう生存していないという意味では確かにそうです(けれども、そうであっても子どもの記憶の中に生きていたり、大事に思いたいという気持ちとか、どういう人だったか知りたいという気持ちが思春期以降に出てきたりします)。離別の場合は、生きているのだけれども、死んだ人とほぼ同じカテゴリーの中に入れられているということの不思議さがあまり感じられていないと思います。

そして、婚姻状態にかかわらず、親子関係の永続を保障する方向への制度改革について。 これは時間がないのですっ飛ばすしかないですけれども、25年以上前に日本も批准している「国連子どもの権利条約」でこれを条約締結国は保障することになっています。両親が最初から結婚していない場合も、離婚や再婚をした場合も、両親の婚姻状態に関係なく、両親には半永久的な子どもへの責務というか義務がある、子どもは親を失わない権利があると定めています。その権利を日本社会は保障しているのかというと、ここは全く条約と矛盾してしまう現実があるのだけれども、ここもあまり気にされていない。

それから、「ひとり親家族」と言ってしまうと、ひとり親が頑張って子育てしていることが注目される一方、その下にいる子どもはどういう経験をしているか、親の離婚・再婚をどのように経験しているかに目が向けられにくくなっています。家族社会学のような分野でも、そうした子どもの経験に焦点を当てている研究は非常に少ないです。

他の多様な当事者には、子ども以外にも離婚した父親、親権を失った父親や母親、祖父

母が含まれます。そうした当事者にも研究関心が向けられない。

さらには、ジェンダーバイアスの隠蔽が生じています。「ひとり親」と言ってしまうことによって、実際にはほとんど母親であって女性なのだけれども、それが見えにくくなっています。親権者としての責任が婚姻中は二人で担っていたものが離婚後に女性一人にだけ集中している事実にも目が向きにくいようなラベル(名称)ではないか。結果として、研究者や社会全体の視野が限定されて、そっちに向かわない人々や問題が非常にたくさん生じているということです。

こういうことは支援の分野に実際にある。私たちが出した本 (角川新書) の読後感想を送ってくれました読者の手紙には、ひとり親支援の現場でも、再婚したらおめでとうと言って送り出して、もう相談支援をする必要がなくなったと思っていたけれども、これは間違いないのですね、と書かれていました。やはりこれはある種の「常識」がはびこっているのかなと思います。

大阪で起きた子どものネグレクト死事件をルポした本(杉山春『ルポ 虐待』)なんかを読みますと、本当に母親一人で背負っていて、親族で離婚について協議した結果、母親がひとりで子どもを育てることになってしまった。父親は子どもが亡くなったことに対して何も責任はなくて、母親だけが有罪になりました。同様の事件は繰り返し起こっています。

私がインタビューした中には、再婚後に本当にブレンドされた家族になろうという志向の親や継親が何組もいました。スライドには母親として頑張っていこうと思った継母さんの例を挙げています。自分にも子どもがいて、相手にも子どもがいて、すべての子どもの母親として必死に頑張っているのだけれども、継子からは全く感謝されないどころか傷つけられる。これは先ほどのさいたま市の継父さんの起こした事件の例と似ています。この家庭の父親、母親両方にインタビューしましたけれども、「代理戦争」が起きていると父親が言っていました。この子が間違っているか、妻が間違っているのか、どちらを取るのかというような家族内の対立構造になっていました。構造的な問題なのだなと思わされる事例が多々ありました。

一方、幼いときに母が再婚した後、本当の親子みたいになっていた継父さんと娘の例も ありました。思春期になって実の父だった人はどんな人かに関心を持って家の中の写真を 探していたら、それだけで継父から怒られて、あっちの親がいいんだったら出ていけみた いな話になっちゃったという、突然関係が崩れていく例もありました。

この事例から考えていくと、「ふつうの家族」というフィクションとしての家族をつくっていく、本当の家族であるかのように振る舞うことがいろいろな苦痛を生み出している。そのような構造的な問題であると気づきます。「ふつう」という鋳型にはめ込むことによって、いろいろなところにしわ寄せが生じる。特に子どもにストレスが加わりやすい。そして、この子がこんな行動を取るのはこの子に問題があるのではないか、と個人が責められることになりやすい。あるいは、僕の子どもを愛せないのは君に問題があるのではない

かと妻である継母さんが責められて鬱病になったりしている例もありました。必ずそうな るというわけではないのですが、そういう例は結構たくさんありました。

再婚後に、それまで続いていた別居の父との面会交流をお母さんが突然やめてしまい、 娘が母に対して怒りを感じ、母子関係が悪化してしまう例もありました。

時間が来てしまいました。

- ○山田座長 あと5分ぐらいでおまとめいただければありがたいです。
- ○野沢先生 継父さんがあまりに厳しいしつけをしても、お母さんは向こう側(継父側)についてしまって、誰も自分の味方になってくれない、別居しているお父さんにも会えないので、結局、親として自分の味方になってくれる人は一人もいないということになってしまうケースがいくつもありました。が、一方で全く違うケースもあるということに気がつきました。

それは、継親が親にならないパターンです。私は別にあんたのお父さんに成り代わろうと思っていない、お母さんではないというスタイルで子どもに関わって、やんわり、ふんわりと関係を作っていくというスタイルの継親です。これは子どもは受け入れやすい。自分の親(別居親)との関係は否定されない。会えるし、タブーにもならない。このようにつくられる離婚・再婚後の家族のパターン。欧米ではこれが主流になってきていると思います。

このパターンを図示してみると、もともと子どもは夫婦にぶら下がっているのではなくて、両親それぞれとつながっていて、離婚後に両親が夫婦でなくなった後もお父さん、お母さんであることには変わりない。そして、お父さん、お母さんが新しいパートナーを見つける。そのパートナーにはもともと子どもがいる場合もあり、あるいは新しく子どもができることもあり、関係する人がどんどん増えていくという「連鎖・拡張するネットワーク型」というステップファミリーです。日本では珍しいとは言え、このようなパターンは、外国では増えています。そういうようなパターンが、国連の子どもの権利条約ができて各国の法制度が変わっていく中で、一般化してきています。

先ほど、アメリカの例に触れましたが、1970年代の終わり頃にはそういうパターンが当然ではないかという考え方が社会に浮上しました。離婚したら家族は崩壊する、ひとり親家族になる、みたいに考えてしまうこと自体が間違いではないかという考えが当時のアメリカの家族研究に出てきます。比較的最近になると、西洋世界で起こった離婚に関わる制度的な変化を振り返った議論では、夫婦関係の解消について、かつて、近代以前のキリスト教世界では不可能だったけれども、それは仕方がないとしてできるようになった。けれども、離婚後も親子関係は切ってはいけないというような原理が浸透するような変化が起きたとされています。

このようなパターンのステップファミリーは、曜日によって世帯の構成が変わっていく ことになります。「ネットワーク型」のステップファミリーを言い換えると、世帯のメン バーが時々によって変わっていく「アコーディオン家族」です。 さらに、共同養育(身体的共同監護)、つまり子どもが両親それぞれと、離婚後・再婚後も最低3分の1ずつぐらいは過ごすというパターンです。それがかなり増えてきていて、それは子どもにとってどのような効果があるのかを探る研究も多くなってきているのが外国の事情です。日本でもそのような研究は徐々に増えてきて、稲葉先生も最近研究報告されましたけれども、別居親との関係にようやく目が向けられつつあると思います。

日本の家族の意識の変化はかなりあるけれども、制度が追いついていないのではないかと思います。大きく言えば、離婚・再婚後の家族モデルを変えていく必要がある。日本の中の古い「常識」というか規範みたいなものがなかなか変わらない。同時に研究者も変わっていないというのが私の主張したい点です。結論のところで、これまで取り上げた幾つかのポイントを踏まえて変えていくべき点をスライドにまとめています。DV、虐待への社会的対応も、併せて大きく転換していかないといけない時期に来ている。戸籍制度なんかも本当に古いものが残されているという感じがしております。ということで、以上で結論にさせていただきます。

時間が延びてしまいましてすみません。

○山田座長 野沢先生、ありがとうございました。

ここから意見交換の時間としたいと思います。事務局からの説明も含めて、野沢先生の プレゼンテーションに対して御質問、御意見等をよろしくお願いいたします。

稲葉先生、引用もされていますし、マクロ的な立場からいかがでしょうか。

○稲葉構成員 私は野沢さんとものすごく関係が近いので、私がコメントするのはどうかな、と思うのですけれども、2点ほどコメントさせていただくと、ステップファミリーのいろいろな問題というのは、家族という関係の中で、子供にとって父親は一人であるべきだとか、母親は一人であるべきだとか、要するに関係を独占するというか、子供にとっての親は一人でなければいけない、そこが基本的な我々の中にあるステップファミリーを難しくしている原因なのかなと思っています。要するに、子供にとってお父さんは複数いていい、お母さんは複数いていいというふうになかなか親のほうが思えなくて、親になると自分を父親と呼んでほしい、母親と呼んでほしい、その関係を独占しようとするところに問題があるのかなということを感じている。このコメントが一つ目です。

もう一つは、野沢さんが主張されていることには私も同意しているのですけれども、要するに、日本は離婚が簡単過ぎて、離婚後どうするのかという協議なんかをきちんとしていなくても離婚できる。もうちょっと介入的に、簡単に離婚するのではなくて、離婚後の在り方を含めて、両方がどういうふうに関わり責任を取るのかというところまで含めて取り決めた上で離婚をというお話だと思うのですね。

私はその方向がいいと思うのですけれども、その場合、今までよりも離婚することが難しくなるだろう。そうなると起こってくるのが、結婚を選択するのではなくて事実婚を選択する人がもしかすると増えてくるのかなと。あるいは、結婚をすることに慎重になって、同棲みたいな形でまずスタートして、うまくいきそうだったら結婚するという形で、結婚

に対してより慎重になることが起こるのかなと考えているところがあるのですね。

私は別に事実婚が増えても悪くないと思っているのですけれども、その辺、野沢さんの お考えをお聞かせいただけたらと思います。

- ○山田座長 では、野沢先生、お願いします。
- ○野沢先生 ありがとうございます。

最初の点は、私の説明を補足していただいたのだと思います。親あるいは親的な人が複数いてもよい、最初から親だと決めつけなくてもよいということです。先ほどちょっと紹介した例でも、私は親じゃないしという、おじさんと呼んでいたり、ニックネームで呼んだりすることによって、親でないということを前提にスタートしています。結果として親みたいな人になる場合もあるし、長年いても親とは違うという場合もあるのですが、そういう在り方が許容されていない。親でもないのに一緒に暮らすのはおかしいのではないかとか、一緒に暮らした以上はもうお父さんに成り代わって責任を持つべきではないかという「常識」があって、それが邪魔をする。先ほど戸籍制度にも触れたのですが、継父と同じ戸籍に入っているのだし、実のお父さんは入っていないのだし、入れ替えるのが当然でしょうという非常に固定的な、箱の中身こそが家族だというような枠組みが今なお日本の中にある。それで、行動がついついそっちの方向に行ってしまう。それ以外の在り方、離婚後、再婚後の家族の関係の在り方の多様性は排除されていく仕組みになっています。それが当たり前となっているというポイントを稲葉先生に補足していただいたのだと思います。

2番目のご指摘は、離婚への介入だし、場合によっては再婚への介入を意味しています。 韓国の(日本の家庭裁判所に当たる)家庭法院の専門調査官のお話を聞くと、再婚後に、 やはり韓国でも養子縁組するということはあるみたいなのですけれども、その際に講習を 受けることになっているそうです。でも、講習の中身は、ステップファミリーに対してど うガイダンスすればいいかは課題があるそうで、私の研究なども参考にしてくださってい るそうです。折々に、チェックポイントみたいなものをつくるべきでしょう。日本の協議 離婚だとチェックポイントが今つくれないのですけれども、少なくとも法的な結婚、離婚 という場合にはそういうポイントをつくりやすいので、いわば介入ということになると思 いますけれども、学ぶ機会を提供する。韓国ではもう完全にそうなって、離婚までに3か 月の時間がかかることになっていますので、かつてに比べると明らかに離婚しにくくなっ ていますよね。かつては日本と同じような協議離婚制度だったのですから。

その3ヶ月間にいろいろなことをやる仕組みをつくっていて、意思確認をしたり、ガイダンスを受けたり、夫婦が離婚した後の子どもの養育計画をつくって出してもらうとか、アメリカなんかに近いパターンにしているわけです。日本の現状ではそれがないので、例えばそういうふうに制度を変えていけば離婚しにくくなる。離婚しにくくなると結婚しにくくなるのかということまでは私は分からないのですが。

というのは、結婚する時点で離婚のことは誰も考えていない印象があって、離婚すると

どうなるのかは分からないし、関心もない。日本の場合、2011年に民法が変わって、協議離婚であっても子どもの最善の利益を考えて養育費の支払いと面会交流について夫婦が話し合ってくださいという民法上の規定が初めてできたのですけれども、離婚する親はそういうものを全く知らないで離婚していると思います。離婚した後こうなってしまうから結婚をどうしようか、というところまでは影響がないかもしれないとは思います。

ただ、離婚のハードルが高くなることで結婚生活に影響を及ぼすことはあるかなと思います。離婚後も基本は共同養育ですよ、共同監護ですよと、アメリカなどのような制度状況になった場合は、今のように簡単に、とにかくうまくいかなかったら子どもを連れて、離婚しますと言って実家に帰るという考えや常識は変わっていくだろうと思います。結婚生活が変わっていくかもしれないです。特に子どもの親としての役割が。

- ○稲葉構成員 ありがとうございました。
- ○山田座長 稲葉先生、よろしいですか。
- ○稲葉構成員 ほかの先生方のコメントがあれば、そちらを優先していただいて。
- 〇山田座長 例えばスウェーデンだったら小さい子供がいると半年離婚できないとか、そ ういう制度がありますよね。子供が大きかったり、いなかったら即時離婚できるけれども というような制度もあります。そういうふうに変えることも可能だということですね。
- ○野沢先生 韓国は3か月ということです。国によって多分かかる時間は違うのだろうと 思います。
- ○山田座長 ありがとうございます。天野先生、よろしいですか。
- ○天野構成員 野沢先生、ありがとうございました。初めまして、ニッセイ基礎研究所の 天野と申します。

私が30代のときに両親が離婚しておりまして、父親のほうはステップファミリーでございます。母のほうも、もう高齢ですので、パートナーの方が亡くなっておりますが、事実婚パートナーが離婚後におりました。ですので、あくまで私の今日の意見は、ステップファミリーの親を持つ当事者である子供の目線ということになるかと思います。

先生が先ほど取り上げられていたルポライターの杉山春先生には、研究所にも来ていただいて御講演いただきました。私自身、個人的に非常に関心が高かったので、杉山さんの『家族幻想』も読ませていただきました。子供の目線からすると、もう完全に親という存在は、今でいうところの「親ガチャ」の存在でして、親を選べません。子どもにとって親ガチャの存在である血のつながった親以外に、社会にもう一人親がいるような、自分の実親であるかどうか、養育してくれる親であるかどうかとは別に、「心の親」がいてくれれば、もっと子供は幸せになれるのではないかという考えを常に持っています。

私が心のお父さん代わりとしているのは、小学校  $1\sim 2$  年生のときの担任の先生で、色々子どもの気持ちを察してくださって、誕生日に誕生日プレゼントとして、クラス全員の子供にやってくれていたのですけれども、小学校 1 年生の子供をおんぶして教室を 1 周して

くれる方でした。私は父親にそれまでおんぶをしてもらったことが1度もなかったので、いまだにその大きなあたたかな背中が忘れられないです。いまだに著書を送ったりすると、本当に感動して手紙やお菓子を送ってきてくださったり、すごくすてきな先生で、私の心のお父さんです。

だから、先ほど稲葉先生がおっしゃったことに尽きると思うのですが、子供に複数の親候補がいて、それも、社会にいろいろな立場でいて、子供が選べる社会になってくれないかなと思っています。親がどう思うか、社会がどう判断するかというより、子供が誰がいいと思うのかに視点を置いて社会をつくっていけたなら、というのが一番の希望です。私も高校生の子どもがいまして、保育園や学童を利用させて頂いていました。最近はお母さんの離婚、特に男の子のお母さんの離婚が多く感じます。いわゆるママ友つながりの話にはなりますが、在園中に離婚・再婚されて、名前が途中で2回変わるお子さんもおられるケースが少なからずといった状況です。

名前が変わることが恥ずかしいことだと考えて、内縁の夫と事実婚に踏み切られているお母さんもいるようです。この場合、周りはそれが分からないため、卒園式になって初めて、シングルマザーと思っていた女性にパートナーがおられて、その子どもが新しいお父さんに大変になついている様子を知った、といったこともうかがいます。世間では新しいお父さんが前のお父さんとの子どもに引き起こした悲しい事件なども報道されたりしますが、その一方で、お母さん以上に新しいお父さんに心を寄せる子どもがいることも見聞きしております。子どもにとっては男女関係なく、自分を愛し大切に思ってくれている、と感じる人が保護者なのです。

子供は本当に純粋な目で見ているので、血縁や性別や社会ステータスにかかわらず、子供が心かよわせる大人を見出し、自らの保護者として堂々と選べる社会になってほしいなというのが願いです。

すみません。意見です。

○山田座長 ありがとうございます。

では、コメントというか、参考ということで、本当にありがとうございます。

ほかにありませんでしょうか。

岩澤先生、お願いします。

○岩澤構成員 野沢先生、どうもありがとうございました。

エピソード的な話ではなくて、再婚について考えていたことですけれども、昔の日本社会はそもそも全員が結婚するような社会で、それからだんだん離婚ができるようになったり、再婚が増えてきたと考えたときに、頭だけで考えると、全員がとにかく強制的に結婚しなければいけない社会よりも、結婚したいときに結婚すればよかったり、問題があって別れたいと思ったら自由に別れて、再婚できるという社会は、今までよりも自由が広がって、次々よりよいものになっていくのではないかと考えられます。全員が必ず若いときに相手を見つけて結婚しなければいけない社会よりも、一つ一つのライフスタイルは満足度が上

がるのではないかというのが理論的な考え方に一つあると思うのですね。ところが、実際 に見るとそうではないというのが分かってくるわけで、これが何故かというパズルを解く ことになると思うのです。

その一つと考えられるのが、未婚化が進んでいるようなこういう時代に、まず若いときに結婚したり、再婚に踏み切る人はある種の特徴を持っている可能性があって、未婚に残る人というのは、今見ていると石橋を叩くようなタイプの人だと思います。とても慎重に、自分はまだ結婚してもうまくいかないだろう、もうちょっと状況が整わなければ、というタイプの人ですけれども、若くして結婚して、再婚にも踏み切る人は、よく考えれば積極的に、きっと何とかなるだろうと思って進むタイプの人だけれども、逆に考えると、もしかしたら今は踏みとどまったり、いろいろ調整したり、先のことを考えなければいけないのに、それを考えずに進むというタイプの人の可能性もあると思うのですね。

そういうふうに考えると、再婚がしやすくなったり、離婚がしやすくなったり、よりよいステップに行く人が増えたのだなと思っていたのだけれども、そうではなくて、問題を抱えたり、本当はあまり状況がよくないのに踏み切っていく人がいると考えると、今の状況が理解できます。今日の話を聞いても、よいステップに次々行っているというよりは、本当はもうちょっと考えて進まなければいけないところを行っているという人もいるのだろうなと思いました。

そういう現実を考えると、今日本というのは未婚化社会で、ほかの国に比べると若いと きに結婚する人が少ないのですけれども、それがどちらかというと否定的というか、何で 結婚しないのだという話になるのですが、ある意味慎重さというものの裏返しでもあると 思うのですね。

そういう意味で、日本の人が結婚や子育てについて責任感を持ったりする考え方というのはすごく重要だと思っています。やはり家族を持ったり、子育てをするということは責任も必要ですし、そんなに簡単にとりあえずやってみようというふうには言えないのだなというのを感じたというのが今回の感想です。

もう一つ、ネットワーク型の家族というのは、そういうふうに実際になっていくから、それに対応していかなければいけないと思うのですけれども、いろいろな実証研究の結果で子供のウェルビーイング、稲葉先生の御専門ですけれども、どういうものがウェルビーイングにマイナスになるかというときに、離婚そのものというよりも、親のパートナーがどれぐらい替わったというのが結構効くという話があります。なので、親のパートナーとか関係者が増えるということ自体、頼れる人が増えるというプラス面もあると思うのですけれども、親のパートナーが増えたり、関連する親が増えるということが子供に何らかのストレスがあるということなのかなと思ったので、そこも両面あり、頼れる親とか大人が少ないというマイナス面もあれば、いろいろな人に気を使ったり、いろいろな関係を結ばなければいけないので、両方見ないといけないのだろうなと思いました。

そういう意味では、野沢先生としては、ネットワーク型になっていった場合に、こうい

う支援をすればいいというような、そういうマイナス面を抑えるための仕組みみたいなも のが何か考えられるかなというのをお聞きしてみたかったのです。

前半は感想です。

○野沢先生 ありがとうございます。

確かに、結婚、離婚、再婚しやすい社会は、実際に離婚、再婚する人にとってはよいですね。でも、子どもがいれば親の離婚になるわけですけれども、それは自分の望みをかなえられる離婚であれば、その親にとってはよいことです。しかし、もう一方の親は離婚を望んでない場合もあります。相手が離婚を望んでいるけれど、自分は離婚したくないという場合もあるので、簡単に離婚できてしまうこと自体もすべての親に等しくよい影響を与えるとは簡単には言えないと思います。そこに子どもが絡んでくると、子どもにとっての親子関係がどうなるかという視点が出てくると、そんな単純な話にはとてもならないだろうと思います。

子どもが苦しんだりしたら、親として子どもの幸せを望むのであれば、親としても理想が損なわれてしまう部分があるでしょう。複雑な悩ましい問題です。ではどうしたらいいか、単純な答えはないのですけれども、先ほど天野先生がおっしゃったように、自分をケアしてくれる人、責任を持ってくれる人、愛してくれる人が誰もいなくなった、これは一番つらいことになってしまうだろうと思いますね。

子どもがそのような大人を選べたらいいというのは私もそのとおりだと思うのですけれども、今の日本の現状だと、親の離婚に直面すると選ぶ権利もなく、説明もない。いつの間にかこうなってしまったということが多い。親ガチャじゃないですけれども、もう子ども自身は何も関わる余地がないまま事態が進行していってしまうことは多いわけです。

仮に、家庭裁判所で調停になったとしても、どっちが親権を取るのか、どっちのほうがよい親でしょうかと聞かれるという意味での選択は、子どもにとっては逆に大変な負担で、両方を選ぶという選択肢があるならまた別なのですけれども、どちらかと言われるのはむしろ子どもに対して虐待的な行為ですらあります。どちらかを裏切れと言われていることになります。

ただ、両方との関係を続けていける状況で、特にこの人とすごく強い絆、こちらとも関係はあるけれども、それほどでもないということに、結果として違いが生じるという意味での選択を、いろいろわかって、自分でも納得してそうなったのであればいいですね。継親が登場したときに、その継親とどんな関係をつくるかについても同様です。子どもが決して親とは思えないけれども、お母さんがどうしても結婚したいというならいいかなと子どもが容認し、受け入れられるような環境が大事ですね。子どもにお母さんが気を配ってくれて、継親との関係のあり方を選べるのであれば、親的な大人が増えていったとしても、子どもには大きなストレスは生じにくい。それが、今日申し上げたかったことです。

そうでない形で、実際にお父さんやお母さんがいるのに、離婚後に会えなくなり、違う 人がやってきて新しいお父さん/お母さんだと言われてしまうこと、お父さん/お母さん にはなぜ会えないのか説明されないことは、子どものウェルビーイングに大きな影響を及ぼしていきます。結婚、離婚、再婚という連鎖の中で、登場人物は増えるのだけれども、実際にその関係のつくられ方がどうかということを見ていけば、増えてもよい場合があります。登場するごとに、次々とお父さん/お母さんが入れ替えられる代替モデルのパターンには適応が難しいです。私がインタビューした、継子の立場を経験した若年成人の一人は、1番目のお父さん、2番目のお父さん、3番目のお父さんと呼んでいました。1番目が血縁の父親ですけれども、並べて言うしかないという人がいました。適応しづらいし、結果として頼れる親が誰もいなくなるリスクもあります。

そういう意味では、どんな支援が必要かというと、すでに登場してきていますけれども、離婚後の面会交流支援ですね。離婚した元夫婦はなかなか直接うまくコミュニケーションできない。間に第三者として入る、ミディエーター的な専門家が外国では制度化されてきています。家庭裁判所は敷居が高いので、日本でも、裁判所外の仲介的な専門機関(ADR)や面会交流支援団体が増えてきています。公的、準公的な機関や政府が補助金を出して活動する民間機関が必要です。今、ない地域も結構あって、使えない家族もあるわけです。経済的な問題がある家庭には支援費用は補助をするという自治体もあります。兵庫県明石市が先駆的にやっているような事業が全国的に広がっていけば、離婚・再婚後も親子の関係が途切れないということになるでしょう。先ほどのどんな親子・継親子関係をつくるか、子どもも自分で選んでつくっていける状況に近づけるのではないかと思います。

長くなりました。

○山田座長 ありがとうございます。

小林先生、永瀬先生、手が挙がっていらっしゃいますので、お二人に続いて、その後に 野沢先生、お願いします。

では、先に小林先生、お願いします。

○小林先生 成蹊大学の小林です。本日は貴重なお話をありがとうございました。 先生も結論2のところで継親には独自の役割がある、全くそのとおりだと思うのですね。 これは感想です。

もう一点、今は単独親権なのを共同親権のほうがいいのではないかという御提案は、私 も全くそのとおりだと思います。

実は、少し前に内閣府の別のところで子供の貧困について報告書を出したのですね。子 供のいる親の世帯は、二人親に比べてひとり親だと貧困率が半分を超えるのです。これは もうとんでもないことだと思っています。これは単独親権であるということが何か影響し ているのかどうかというのを後で教えていただければと思います。

私自身は、共同親権になることによって、いずれは、うちは継母なんだよね、継父なんだよねと子供が言ったとき、周りの子がいいな、うらやましいなと言うとか、あるいはステップファミリーになることによって子供がむしろ前より幸せになれる、そういう社会になるといいなと見ております。ありがとうございました。

- ○山田座長 永瀬先生、続けて御質問、コメントをお願いできますか。
- ○永瀬先生 ありがとうございます。

私、2013年にコーネル大学に行っていたときに、離婚した家庭のための講座を受講してみたのです。そのときに、すごく違うのだなと思いました。その前、私は母子世帯の研究を多少していたのですけれども、日本の場合は「実家に戻る」という選択もかなりあって、実家との関係が非常に近くて、それで別れた人を断ち切るみたいなことがあった。インタビューでも、元夫とは話したくない、絶対に嫌だみたいなのが結構あったのです。

ところが、2013年にコーネルに行ったときには、共同親権こそ、つまり、半分は元夫の家、半分は自分の家みたいな過ごし方が子供のためになるということで、そこに非常に乖離があったので、これはやはり家族の在り方の西洋と東アジアの差みたいなものもあるのかなと思ったのです。そういう差のことについて、どうお考えかというのが1点です。

2点目は、最近、お母さんだけに全て子育ての責任が集中し、そして、お母さんが虐待したとか大変な事例もありますが、昔のように実家という助けもなくなっているのだろうと思うのです。つまり、本当に孤立している、しかも子育ての助けを得られない。それは結婚している、していないにかかわらず、ひとり親、ひとり親じゃないにかかわらずそういう状況が出ている。たった一人で例えば子供3人を四六時中見なければいけなくて、そういうことについてどうあるべきか。家族の在り方とは別に、実家というものが遠いところに行ってしまっているような人たちが非常に増えてくる中での新しい支援の在り方、この点についての考えを教えていただきたいと思いました。

以上です。

○山田座長 時間がないので、最後に私も述べさせていただきます。

私、30年前にアメリカに行ったときに、同じようにこのような問題が起こっていて、そのときはたしかステップファミリーでどう暮らすかという本がベストセラーになっていたことがあるのですね。あと、ゲイの人とどうやって付き合うかという絵本まであった。それを30年前にアメリカから持ち帰ったというのもあります。

結局、普通の家族になればうまくいく、普通の家族が幸せという幻想というものが、外部の人たちだけではなくて、どうも当事者の人にも共有されているようだというのは今日よく分かりました。逆に言えば、そういうものに近づけるということは、いつまでたっても二流家族というレッテルを張り続けられることかなという気がしました。

そして、ネットワーク型に行くというのは、核家族が普及する前は親戚とか近所の人とか緩やかなつながりの中で子供は育っていたはずですけれども、それが核家族みたいな閉鎖的な空間になって、ただ、欧米ではそれが開かれるようにネットワーク型になっているということであれば、これは永瀬先生の質問とほとんど一緒ですけれども、なぜ日本はこんなに幻想というか、血縁とか法律的な関係がなければもう家族ではない、愛情がないみたいになっているのかというので御意見があればというのと、では、そういうネットワーク型に向かうにはどうすればいいか。

例えば、私の学芸大のときの教え子なのですけれども、私にはお父さんが3人いると言って、遺伝子上の親と、育ての父親と、お母さんはまた再々婚をしたので、今はそっちの名前になった。お母さんは、あなたには3人父親がいて、全部養子縁組していて、3人いるのだから、何かあったら誰かに頼ればいいからねと言われて育っているという話なのですね。そういうリベラルな家庭に育ったから社会学を専攻しにきたのかもしれませんが、そのように親子関係をネットワークとして捉えられるように向かうには、社会意識的にどういうふうな方策があるのかなというのは、もしお考えがあれば。

すみません。 3人、質問をまとめてしまったのですけれども、私のはいいのですので、 ほかの先生方の御質問にお答えをお願いします。

○野沢先生 全て難しい質問で、答えがまだ出ていない状況で、どんどん掘っているところはその辺りかと思います。

山田先生の元教え子さんの例で言うと、養子縁組をしていて親子だということですけれども、そこは養子縁組をした養親がたくさん親でありつづけるのかというとそれが結構難しい。つまり、離婚したときには父母のどちらか一方だけが親権者になれるわけで、もう一方は親権者ではなくなる。例えば母親が親権者となっていて、新たなパートナーになった人は養子縁組できますが、実の父というか、生物学上の父は親権者であり続けられない矛盾がそこにはあります。そこをもうちょっと緩くしていくことはできないか。アメリカだと逆に血縁の親だけが親というのが大原則になっていて、そこが今、法制度上の課題になっていると、アメリカのステップファミリー研究者が、明学にお招きした国際会議で教えてくれました。

ニュージーランドとかイギリスは、養子縁組ということよりも、親権者にあたる人を増やせる制度を持っています。第三の親権者という存在を、裁判所が指定したり、両親ともに合意したりして、置くことができる。継親を第三の親権者にできるような法律になっているのです。ところが、そのような制度はアメリカにはない。アメリカは基本的にはステップマザー、ステップファーザーというのは、法的にはただの他人です。一緒に暮らしているけれども、何の権限もない。これでいいのかが、今、アメリカの制度的な課題になっているわけです。もともといた父親、母親が子どもから切り離されないという原則は来ているので、実質的に次々と追加の親的な人が関わっていくのです。ヨーロッパの場合は、フランスなんかでも加えることは可能で、むしろそれを親に準ずる存在として法律上認める立てつけに変わってきているのですね。

永瀬先生の御質問で、アメリカの離婚講座に行ったお話がありました。私もニュージーランドで、同じく離婚後の子育て教室を端っこのほうから見学させてもらったことがあるのですけれども、そういうものを学ぶというのは、アジアでもシンガポールはかなり進んでいて、もともとイギリスの影響を受けているということもありますが、基本は離婚後も共同親権です。アジアとヨーロッパは違うという議論は結構耳にするのですけれども、アメリカなんかも遡っていくと、19世紀までは女性も子どもも全部父親のもの、離婚しても

父親のものでしたが、それが後に20世紀初め頃は、母性優先という規範に変わっていくと 母親のものになり、その後、子どもの利益優先と規範が変化して、父親も母親も子どもに 関わる方向へと制度が変わってきています。もともと何か西洋世界に一貫した家族観があ ったかというとそうではない。キリスト教的な価値観では離婚ができなかったのに、それ もすっかり変わったわけです。伝統はつねにつくり変えられている。先ほど韓国の例も挙 げましたけれども、韓国ももともと日本の植民地だったこともありますから、日本と同じ ような家族制度、離婚制度だったものを途中で変えている。

卓球選手の福原愛さんの離婚がニュースになりましたけれども、台湾で離婚して、共同 親権です、といって結構話題になっていた。日本では、離婚しても共同親権って何、みた いになったのですけれども、台湾もかなりの率で共同親権を選択するように変わっている。 また、フレンドリーペアレントルール、離婚後、もう一方の親にたくさん会わせると言う 親の側が子どもの身体的監護を行い、そちらと基本的に住むというルールも台湾では定着 しているのですが、日本ではちらっと判決に出てきたりしては否定されるということが繰 り返されております。

なぜ日本だけが昔のままなのか。日本だけとは言わないけれども、ほとんど日本だけが変わらない。離婚後は母子家庭になって、母子家庭を社会が支援してという支援する仕組みが当たり前になり、それがかっちりできているので、それを変えるのが難しくなっているのかなと思ったりします。我々の固定的な「常識」みたいなものが強くて、実際に聞いてみると違った多様なやり方をしている少数の人もいるのですが、大多数が当たり前と信じる方向に行ってしまうという部分をまずは研究者が問題意識を持って研究調査する必要があります。もっと違った、よい方向もあるよということが共有されていく社会にしていく必要があります。もう他国より40年遅れていると思っていますけれども、変える必要があると思っております。

あまりよい答えになっていませんが。

○山田座長 ありがとうございます。

ちょっと時間が押してしまっているのですけれども、事務局からありますでしょうか。 では、矢野室長、お願いいたします。

○矢野調査室長 貴重な御説明をありがとうございました。

一点お伺いしたいのが、今、政府で夫婦の氏、名字に関する具体的な制度の在り方について、更なる検討を進めるというふうにされております。夫婦の氏の議論、選択的夫婦別姓制度の議論になるときに、両親の名字が異なることにより子供への影響があるのではないか、といった意見が出てくるのですが、ステップファミリーという形であったり、御両親の名字が違うお子さんというのはもう既にたくさんいらっしゃるという現状もある中で、この点について先生の問題意識にもつながる部分があるのではないかと思っておりまして、ぜひコメントをいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○野沢先生 ありがとうございます。

その点は本当に絡んでいると思っております。どこかでちらっと触れた戸籍制度の問題でもあって、同じ「戸籍」に入っている人が「家族」だという考え方で明治時代から家族制度がスタートしています。それ以前は日本も夫婦別姓だったにもかかわらず、同じ家族であれば同じ姓にするという制度に明治時代にしたので、それが当たり前というか、伝統みたいになってしまった。その縛りを外したら家族の一体感が壊れるという議論があるわけですが、韓国や中国をはじめとして、もともと伝統として別姓である社会の家族はどうなのかというようなことも含めて疑問です。先ほどの子どもの場合の選択も重要ですが、夫婦となる大人も家族のあり方を選べることは非常に重要だと思っています。

ステップファミリーは姓が別になるかというとそうではなくて、再婚して夫婦が同じ戸籍に入ってしまったらみんな姓を同一にしなければいけない。制度的に結婚し、子どもと養子縁組したら、むしろ子どもも同姓を強制される。例えば学校で僕は、お父さんとは今一緒に暮らしていないけれども、これまで通りお父さんの姓をなのりたいという選択ができません。共同親権を認めるとしたら姓の問題は避けて通れないし、戸籍制度をどうするのかという問題にまで行くと思うのですけれども、現在の韓国を含む外国では個人単位で登録しているので、そういう問題が生じないわけです。

継父の姓に変えたために、不登校になったりした例を私も聞いています。相談すれば、 通称でもよいという学校も出てきてはいますが、子どもは選べない、夫婦も選べない。ス テップファミリーと言ってもパターンがいろいろありますよという多様性が許容されない 状況を生み出していて、とくに子どもにしわ寄せがもたらされていると思います。夫婦別 姓だけでなく、継親子別姓の問題もそこに含まれていることを意識していただけるとあり がたいです。

- ○矢野調査室長 ありがとうございます。
- ○山田座長 ありがとうございます。

もう時間が来てしまったのですが、局長、何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、長い間、どうもありがとうございます。

ほかにありますか。

最後に事務連絡をお願いいたします。

○花咲推進課長 前回会議から日も浅い中で、本日も活発な御議論をいただきまして誠に ありがとうございました。

次回以降の日程につきましては、またメールで御連絡いたします。引き続きよろしくお願いいたします。

○山田座長 ありがとうございます。

では、これをもちまして第10回研究会を終わります。

○野沢先生 話が長くなりまして、どうもすみません。大変勉強になりました。ありがと うございます。 ○山田座長 こちらも大変勉強になりました。ありがとうございました。 これで終了させていただきます。